公益財団法人群馬県農業公社農地中間管理事業規程

(農地中間管理事業実施の基本方針)

第1条 公益財団法人群馬県農業公社は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成 25 年法律第101号。以下「法」という。)第4条に規定する農地中間管理機構(以 下「機構」という。)として、法第3条に基づき群馬県(以下「県」という。)にお いて作成される農地中間管理事業の推進に関する基本方針に即して、農用地等の利用 の効率化及び高 度化の促進を図るため、農地中間管理事業(法第2条第3項に規定 する農地中間管理事業をいう。)を行うものとする。

(農地中間管理事業の推進体制)

- 第2条 機構は、地域計画(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。)第19条第1項に規定する地域計画をいう。)の策定主体であり、農地行政の基本単位である市町村、目標地図(基盤法第19条第3項の地図をいう。)の素案の作成を行う農業委員会、加えて、農業協同組合、土地改良区等との連携を密にして、地域計画の実現に向けて、一体的に業務を推進するものとする。
- 2 機構は、農地集積相談員(農地の所有者等への働きかけ、貸付先の掘り起こし等、 現場活動を行う機構の職員)を地域別に配置し、市町村が地域計画を策定する際には、 農業者等の協議の場(基盤法第 18 条第 1 項の協議の場をいう。)に積極的に参加す るとともに、地域計画の策定に向けて、市町村及び農業委員会への積極的な協力を行 う。
- 3 機構は、法第 19 条の規定による市町村等の協力及び法第 18 条第 11 項の規定による 農業委員会からの要請(以下「農業委員会の要請」という。)を活用しつつ、農地集 積相談員による現場での調整活動を積極的に行い、農用地利用集積等促進計画(以下 「促進計画」という。)を作成するものとする。

(農地中間管理事業を重点的に実施する区域)

- 第3条 機構は、地域計画の区域内において、農地中間管理事業を重点的に実施するものとする。
- 2 ただし、前項の区域以外の区域(都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第7条第1項 の市街化区域と定められた区域(当該区域外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存するものを除き、同法第 23 条第1項の規定による協議を要する場合にあっては当該協議が調ったものに限る。)を除く。)でも農地中間管理事業を実施することができる。

(農地中間管理権を取得する農用地等の基準)

- 第4条 機構は、次に掲げる区分に応じて、それぞれに定める基準により農地中間管理 権を取得するものとする。
 - 一 地域計画の区域内の農用地等 地域計画の区域内の農用地等については、目標地図の実現に向けて、遊休農地(所

有者不明農地を含む。)を含め、積極的に農地中間管理権を取得するものとする。ただし、当該農用地等が、目標地図において「今後検討等」とされているなど、借受希望者が明確でない場合又は1号遊休農地の黄色区分(現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地(農地法(昭和27年法律第229号)第32条第1項第1号の遊休農地)のうち、草刈り等では直ちに耕作することはできず、基盤整備事業の実施など農業的利用を図るための条件整備が必要となる農地をいう。)であって、基盤整備事業による利用条件の改善が予定されていない場合はこの限りでない。

二 地域計画の区域外の農用地等

地域計画の区域外の農用地等については、農地中間管理事業を活用して農地の集積・集約化を実現する必要があると認められる場合には、借受けを希望する者が見込まれないときを除き、農地中間管理権を取得することを検討するものとする。

- 2 機構は、前項にかかわらず、農用地等として利用することが著しく困難なものとして次の各号に掲げるものについては、農地中間管理権を取得しないものとする。
 - 一 農業委員会による利用状況調査(農地法第 30 条) において再生利用が困難と判定 されている農地
 - 二 用排水や接道がない狭小地や傾斜地であるなど、農用地等として利用することが 著しく困難であることが形状又は性質から明らかであり、かつ、土地改良事業等に よる利用条件の改善が予定されていないもの

(農地中間管理権の取得の方法)

- 第5条 機構は、地域計画の区域内の農用地等においては、地域計画の達成に資するよう、農業委員会等の関係機関と連携して、地域計画の区域内の農用地等の所有者等に対し、農地中間管理権の取得に向けた協議の申し入れを積極的に行うほか、農用地等の所有者からの申出に応じて協議を行う。この場合、農用地等の所有者等の意向を踏まえた上で、権利設定に当たっての具体的な内容(促進計画の記載事項である権利設定の始期・終期、存続期間、借賃、借賃の支払方法等)の協議を計画的に行う。
- 2 機構は、地域計画の区域外の農用地等において、農地中間管理権を取得する際には、 農業委員会の要請又は法第 19 条第 2 項の規定による促進計画の案の提出があった場 合を基本として、農用地等の所有者等との協議を行う。
- 3 機構は、一括方式(農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を同一の促進計画で 行うことをいう。)によるほか、一括方式によらない場合であっても、機構が借 受希望者に可能な限り短期間で貸付けることができる適切なタイミングで借受けることにより、滞留期間を極力短くするものとする。
- 4 農地中間管理権の存続期間又は残存期間については、地域計画の達成及び貸付先の 経営の安定・発展に資するよう、原則として 10 年以上となるようにするものとする。
- 5 機構は、利用意向調査(農地法第32条及び第33条)によって機構への貸付けの意向が示され、又は機構と協議すべき旨の勧告(同法第36条)を受けた遊休農地について、遊休化の解消に向けた措置が講じられれば貸付けが行われると見込まれる場合には、当該遊休農地の所有者等に対して必要な措置を講ずることを促すとともに、遊

休農地解消に向けた国等の予算事業の活用と併せて農地中間管理権の裁定に係る申請(同法第37条)を検討するものとする。

6 農地中間管理権の取得に当たっては、土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号) 第 87 条の3第1項の規定による土地改良事業(以下「機構関連事業」という。)が行われ ることがあることについて、所有者に対し書面の交付により説明を行うものとする。

(農用地等の貸付を行う方法(貸付先の決定ルール))

- 第6条 機構は、地域計画の区域内の農用地等において、促進計画の策定によって農用地等の貸付先を決定するに当たっては、地域計画の達成に資するよう、基盤法第19条第3 項の農業を担う者として目標地図に位置付けられた者(以下「農業を担う者」という。)に当該農用地等を貸付けるものとする。また、農業を担う者以外の者に農用地等を貸付ける必要が生じた場合、市町村が、地域計画の変更を行った上で、当該変更後の地域計画に即して促進計画を定めることが原則となるが、次の各号のいずれかを満たす場合であって、当該農業を担う者以外の者への権利の設定が「地域計画の達成に資する」ことを市町村が認めた場合においては、当該農業を担う者以外の者に農用地等を貸付けることができるものとする。
 - 一 農業を担う者が不測の事態により営農を継続することが困難となる等、農作物の 作付時期等の都合で迅速に貸付けを行う必要があり、かつ、事後的に実情に即して 地域計画の変更が行われると見込まれるとき
 - 二 不測の事態により農業を担う者に農用地等を貸付けることが困難となったとき に備えて、あらかじめ地域計画に代替者を定めている場合であって、当該代替者に 農用地等を貸付けるとき
 - 三 農業を担う者に貸付けるまでの間に、農業委員会その他の関係機関が認めた者に 一時的に貸付ける場合(目標地図の達成に支障を生じない場合に限る。)
- 2 機構は、地域計画の区域外の農用地等では、農業業委員会の要請又は法第 19 条第 2 項の規定による促進計画の案の提出があった場合に、貸付けを行うことを基本とし、 農業委員会又は市町村等から提出のあった促進計画の案について、次の各号の観点に ついて十分に確認した上で、貸付先の決定を行う。
 - 一善農業経営の規模拡大又は経営耕地の分散錯圃の解消に資するものであること
 - 二 既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている者の農業経営に支障を及ぼさな いものであること
 - 三 新規参入をした者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるものであること
- 四 地域農業の健全な発展を旨としつつ、公平・適正に調整されたものであること 3 機構は、機構のホームページに、当該計画について利害関係人が意見を提出すること とができる期間及び意見提出の方法(電子メール、郵送等)を明示した上で、意見聴 取を行うものとする。
- 4 機構の貸付期間については、地域計画の達成及び貸付先の経営の安定・発展に資するよう長期とすることを基本とするが、地域の農地利用の効率化・高度化を進める上で必要な場合には、一定期間後に農用地等の再配分ができるよう措置するものとす

る。

5 農用地等の貸付けに当たっては、機構関連事業が行われることがあることについて、 貸付先に対し書面の交付により説明を行うものとする。

(農業経営の委託を受ける農用地等の基準)

- 第7条 機構は、農業経営の委託が、必ずしも一般的に行われているものではないこと を踏まえ、貸借を基本とした上で、やむを得ない事情により、貸借が困難であると認 められる場合に農業経営の委託の協議を行うものとする。
- 2 機構は、農業経営の受託者(機構から農業経営等の委託を受ける者をいう。)が特定されている場合に限り、委託者(機構に農業経営等の委託を行う者をいう。)と農業経営の委託の協議を行うものとする。
- 3 その他の基準については、第4条に準じるものとする。

(農業経営の受託の方法)

- 第8条 農業経営の受託に当たっては、あらかじめ、受託者の選定及び条件調整(促進計画の記載事項である権利設定の始期・終期・存続期間、損益の算定基準、決済の相手方、決済の方法等)を行い、調整が調ったものを取扱うこととし、委託の一括方式(委託者から機構への委託及び機構から受託者への委託を同一の促進計画で行うことをいう。)により取扱うことを原則とする。
- 2 農業経営の受託に係る権利の存続期間又は残存期間については、機構が委託者及び 受託者と協議の上、決定することを原則とする。
- 3 その他の方法については、第5条(第6項を除く。)に準じるものとする。

(農業経営の委託を行う方法(受託者の決定ルール))

第9条 農業経営の委託については、第6条及び第8条に準じるものとする。

(農作業の委託を受ける農用地等の基準)

- 第 10 条 機構は、地域計画の区域内の農用地等については、目標地図の実現に資する場合には、農作業を受託することができるものとする。
- 2 事業の効率的かつ効果的な実施の観点から、農作業の受託については将来的に農地中間管理権の設定に移行することが見込まれるものを対象とすることが適当であることから、機構が受託する農作業の種類については、「特定作業受託(受託者が、基幹三作業(水稲にあっては耕起・代かき、田植え及び収穫・脱穀、麦及び大豆にあっては、耕起・整地、播種及び収穫、その他の農産物にあってはこれらに準ずる農作業をいう。)の全てを受託して自ら農作業を行うこと、その生産した農産物を当該受託者の名義をもって販売すること並びにその販売の収入の程度に応じ当該収入を農作業及び販売の受託の対価として充当する場合の作業受託のこと)」又は「基幹三作業以上の受託」を原則とする。

(農作業の受託の方法)

- 第 11 条 農作業の受託に当たっては、あらかじめ、受託者の選定及び条件調整(促進計画の記載事項である農作業の内容、農作業の委託に係る始期・終期、契約期間、対価、支払方法等)を行い、調整が調ったものを取扱うこととし、委託の一括方式により取扱うことを原則とする。
- 2 対価の支払方法については、委託者及び受託者と協議の上、機構を経由しないで行 うこととする。
- 3 促進計画に定められた農作業の経過及び結果については、受託者は書面等により作業内容ごとに記録し、受託した農作業の一切が完了した場合には、その経過及び結果を書面等により機構に直接報告するとともに、委託者に対してもその写しを提供する。
- 4 促進計画の定めにない事項(例:品種、使用する農業用資材、除草・防除の実施時期・回数などに関する事項等)は、委託者と受託者との間で適宜取り決めることとし、 受託者は機構に対してもその内容を書面等により提供する。
- 5 農作業の受託に係る契約期間については、機構が委託者及び受託者と協議の上、決 定することを原則とする。

(農作業の委託を行う方法(受託者の決定ルール))

第12条 農作業の委託については、第6条及び第11条に準じるものとする。

(賃料の水準及び支払いの方法)

- 第 13 条 機構が借受けるときの賃料及び機構が貸付けるときの賃料については、農地法 第 52 条の規定により農業委員会が提供する借賃の動向等を勘案しつつ、当該地域に おける基盤整備の状況等が同程度の農用地等の賃料水準を基本とし、機構が、所有者 及び貸付先と協議の上、決定することを原則とする。
- 2 機構が借受けるとき及び機構が貸付けるときの賃料の支払いの方法については、機構が所有者及び貸付先と協議の上、決定することを原則とする。

(委託料の水準及び決済等の方法)

第 14 条 機構が農業経営を受託するとき及び機構が農業経営の委託をするときの農業 経営に係る損益については、委託者に帰属する。基本的な農業経営に係る損益の計算 式及び決済の方法については、「農業経営に係る販売金額(共済金等を含む。)」か ら「農業経営に係る受託経費(受託報酬を含む。)」を差引き、販売金額が受託経費 を上回った場合は受託者から委託者へ、販売金額が受託経費を下回った場合は委託者 から受託者へ差額を支払うことを原則とする。

具体的な損益の算定については、機構が委託者及び受託者と協議の上、決定することを原則とする。

2 機構が農作業を受託するとき及び機構が農作業を委託するときの委託料について は、機構が委託者及び受託者と協議の上、決定することを原則とする。 (農地中間管理権等の解除)

- 第 15 条 機構の有する農地中間管理権又は農業経営等の受託に係る農用地等が次の各号のいずれかに該当するときは、県知事の承認を受けて、農地中間管理権に係る賃貸借若しくは使用貸借、農業経営等の受託又は農作業の委託に係る契約の解除をするものとする。ただし、地域計画の区域内においては、当該区域内の農用地等の効率的かつ総合的な利用に向けて、関係機関が連携して新たな受け手の掘り起こしを行い、必要に応じて目標地図を変更することで、受け手の確保に努めるものとする。
 - 一 農地中間管理権の取得後1年間を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行う ことができる見込みがないと認められるとき
 - 二 農用地等の貸付けの終了後1年間を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行う ことができる見込みがないと認められるとき
 - 三 農業経営等の委託を受けてから3か月を経過してもなお当該農用地の農業経営等の委託を行うことができる見込みがないと認められるとき
 - 四 農業経営等の委託が終了してから3か月を経過してもなお当該農用地の農業経営等の委託を行うことができる見込みがないと認められるとき
 - 五 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難と なったとき
- 2 なお、解除に当たっては、当該農用地等の所有者とよく協議し、所有者が管理経費 を負担するなど、所有者が解除を希望せず、機構にとっても財政的な負担がない場合 には、解除しないことも含めて検討するものとする。

(農用地等の利用状況の報告等)

- 第 16 条 機構は、農業委員会の利用状況調査や農地パトロール、近隣住民からの通報等により、機構から賃借権の設定等を受けた農用地等を適正に利用していないおそれがあると判断した場合には、当該農用地等を現地確認し、適正な利用がなされていないときには、賃借権の設定等を受けた者に対して農用地等を適正利用するよう指導を行うものとする。
- 2 機構は、農用地等を適正に利用していないとして法第 21 条第 2 項の規定により賃借権、使用貸借又は農業経営の委託等を解除する必要があるか否かの判断を行う上で必要な限度において、報告書の様式や提出期限等を示した上で、書面により農用地等の利用状況の報告を求めることができる。

(農地中間管理権を有する農用地等の利用条件の改善を図る業務の実施基準)

- 第 17 条 機構は、農用地等が所有者から機構に 1 0 年以上の期間で貸付けられており、かつ、次の各号のいずれかに該当するときに、利用条件の改善を図る業務(法第 2 条 第 3 項第 5 号に掲げる業務をいう。)を行うものとする。
 - 一 当該農用地等の具体的な貸付先が決まっており、その貸付先が利用条件の改善を 希望しているとき
 - 二 利用条件の改善を行えば、当該農用地等の貸付けが確実に行われると見込まれる とき

(農地中間管理事業に関する相談又は苦情に応ずるための体制)

第 18 条 機構の主たる事務所に、相談又は苦情に応ずる窓口を設置し、インターネット 等を通じて周知徹底を図るものとする。

(農地中間管理事業に係る業務委託の基準)

- 第 19 条 機構は、農地中間管理権の取得の決定等を除き、賃料の収受・支払、未収賃料の回収、畦畔・法面の修繕、管理耕作、研修事業の業務、利用条件改善の業務、データ管理等の業務について、必要に応じて市町村、市町村公社、農業協同組合、土地改良区等の同意を得た上で業務委託を行うことができる。
- 2 機構は、農地中間管理事業に係る業務のうち委託しようとする業務を適切かつ確実 に実施することができる者であるかどうか、相手方の能力・実績等を確認した上で、 判断するものとする。
- 3 機構は、市町村以外に業務委託を行った場合には、当該委託先の名称及び住所を市 町村に通知し、市町村と当該委託先との連携が図られるよう配慮するものとする。
- 4 機構は、透明性を担保する観点から、毎年度の事業計画等において委託する業務内 容を明確にするとともに、委託コストの削減に努めるものとする。

(農地中間管理権を有する農用地等を利用して行う研修事業の実施基準)

- 第20条 機構は、農地中間管理権を取得した農用地等において、新規就農希望者(農業後継者を含む。)及び新たな分野の農業を始めようとする農業者(以下「新規就農希望者等」という。)に対する農業の技術又は経営方法を実地に習得させるための研修の事業を行うものとする。
- 2 機構は、研修事業を円滑に行うため必要があると認めるときは、当該研修の用に供する農用地等について、新たに農地中間管理権を取得するものとする。
- 3 研修の実施期間は、新規就農希望者等の年齢、農業の技術等の習得状況に応じ、研修生1名あたりおおむね2年以内とする。
- 4 本事業は、県農業事務所普及指導課・地区農業指導センター、県農業経営・就農支援センター(法第 11 条の 11 に規定する農業経営・就農支援センターをいう。)、県農林大学校、農業委員会、県農業会議、農業協同組合、県農業協同組合中央会等の関係機関、団体及び地域の農業事情等に精通した農業者等と連携して行い、新規就農希望者等が農業の技術等を効率的に習得することができるよう努めるものとする。
- 5 研修の実施に当たっては、新規就農希望者等が効率的かつ安定的な農業経営を目指 し、青年等就農計画の認定を受けるよう促すものとする。
- 6 機構は、新規就農希望者等の農業の技術又は経営方法の習得状況を見極めた上当該 新規就農希望者等が希望する場合は、当該研修に係る農用地等の貸付けに配慮するも のとする。

(共有者不明農用地等の対応)

- 第 21 条 機構は、共有持分を有する者の一人が判明しており、かつ、2 分の 1 以上の共有持分を有する者を確知することができない農用地等について促進計画を定めようとするときは、農業委員会に対し、不確知共有者に関する情報の探索を要請するものとする。
- 2 機構は、農業委員会に対し前項の要請をするときは、定めようとする促進計画を併せて提出するものとする。
- 3 機構は、農業委員会から、不確知共有者のみなし同意(法第22条の4に規定する同意をいう。)の通知があったときは、当該農用地等に係る促進計画について県知事に認可申請を行うものとする。

(遊休農地への対応)

- 第 22 条 機構は、農地法第 32 条又は第 33 条に規定する利用意向調査において、所有者 等が農地中間管理事業を利用する意思を表明した農地について、農業委員会から同法 第 35 条に基づく通知があった場合、第 4 条を踏まえ、当該農地を借受けることが必 要であると判断した場合には、当該農地の所有者等に対し、当該農地に係る農地中間 管理権の取得に関する協議を申し入れるものとする。
- 2 農地法第 36 条に基づき、農業委員会が農地中間管理権の取得について機構と協議すべきことを農地の所有者等に勧告した場合において、当該勧告を受けた者との協議が調わず、又は協議を行うことができないときは、機構は、第 4 条を踏まえ、当該勧告に係る農地を借受けることが必要であると判断した場合には、同法第 37 条の規定に基づき、県知事に対し、当該農地の農地中間管理権の設定に関し裁定を申請するものとする。
- 3 機構は、所有者等を確知することができない農地について、農業委員会から農地法 第 41 条に基づく通知があった場合、第 4 条を踏まえ、当該農地を借受けることが必 要であると判断した場合には、県知事に対し、当該農地の利用権の設定に関し裁定を 申請するものとする。

(不適正な事案が生じた場合の対応)

- 第23条 機構は、農地中間管理事業の実施に当たって、個人情報の漏えいや賃料の誤収 受等の不適正な事案が生じた場合には、事実関係の調査や原因究明、影響範囲の特定、 影響を受ける可能性のある者への連絡、再発防止策の検討・実施・公表等を適切に行 うとともに、速やかに県に報告し、必要に応じて指導を仰ぐこととする。
- 2 機構は、前項の発生事案に係る対応状況や再発防止策等について、農地中間管理事業評価委員会に報告し、評価を受けるものとする。

(経過措置)

第 24 条 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 56 号) 附 則第 5 条及び第 10 条の規定により市町村が定める農用地利用集積計画によって、機 構が農地中間管理権の設定等を受け、又は賃借権の設定等を行う場合の取扱いについ ては、第6条から第9条に準じて行うものとする。

(その他)

第 25 条 この規程に定めるもののほか、農地中間管理事業の実施に必要な事項は、別途 定めるものとする。

附 則

この規程は、令和元年11月1日から施行する。

なお、旧規程(平成26年4月23日施行、平成30年6月14日最終改定)は本規程の施行をもって廃止する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、理事会にて決議された日(令和3年6月15日)から施行する。

附 則

この規程は、法第8条第1項に基づく県知事の認可を受けた日(令和5年6月15日) から施行する。

附 則

この規程は、群馬県知事の認可があった日(令和6年3月22日)から施行し、令和6年4月1日から適用する。ただし、この規程の適用までに第15条第1項の農地中間管理権の取得後及び農用地等の貸付けの終了後、2年を経過しない解除については、なお従前の例による。